

令和5年度（2023年度）

TAMA女性センター事業概要

令和6年7月

多摩市立TAMA女性センター

目 次

| | |
|--|----|
| 1 施設概要 | 1 |
| 2 運営体制 | 2 |
| 3 事業方針 | 2 |
| 4 利用方法 | 3 |
| 5 事業概要 | 4 |
| (1) 施設利用状況 | 4 |
| (2) 事業開催状況 | 5 |
| ◆ TAMA女性センター主催事業 | 5 |
| ◆ TAMA女性センター市民運営委員会企画事業 | 7 |
| ◆ TAMA女性センター登録団体企画事業 | 8 |
| ◆ TAMA女性センター連携事業 | 9 |
| ◆すべての人がともに生きるフェスティバル2023～ジェンダー平等の社会を生きる～ | 12 |
| ◆多摩市職員男女平等参画研修 | 14 |
| ◆出前授業 | 14 |
| ◆若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業 | 15 |
| (3) 多摩市男女平等・男女共同参画情報誌「たまの女性」 | 16 |
| (4) TAMA女性センターライブラリー | 17 |
| (5) TAMA女性センター登録団体数<令和6年5月末現在> | 17 |
| (6) 多摩市パートナーシップ制度宣誓者数 | 17 |
| 6 相談概要 | 18 |
| (1) 女性を取り巻く悩みなんでも相談 | 18 |
| (2) 女性のための法律相談 | 18 |
| (3) L G B T電話相談 | 18 |
| (4) 相談状況(女性を取り巻く悩みなんでも相談) | 19 |
| (5) 相談状況(女性のための法律相談) | 20 |
| (6) 相談状況(L G B T電話相談) | 20 |
| 7 資料 | 21 |
| (1) 多摩市女と男の平等参画を推進する条例 | 21 |
| (2) 多摩市立TAMA女性センター条例 | 26 |

1 施設概要

- 名 称 多摩市立TAMA女性センター
- 目 的 女性問題の解決・男女平等参画の推進に向け、誰もが一緒に考える拠点施設として、学習・啓発講座の開催や女性を取り巻く様々な悩みの相談受付、男女平等関連の情報収集・提供等、様々な事業を展開する。
- 所 在 地 〒206-0011
東京都多摩市関戸4丁目72番地 ヴィータ・コミュニティ7階
電話 042-355-2110 FAX 042-339-0491
- 開設年月日 平成11(1999)年9月23日
- 開館時間 9:00～22:00
- 休館日 每月第1・3月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

● 施設内容

| 施設名 | 面積 | 定数等 | 概要 |
|--|------------------|----------------|--|
| ワークショッフルーム | 48m ² | 定員24人 | 簡易調理機能(電磁調理器)があり、学習活動・講座や料理講習等に利用できる。 |
| 相談室 1・2 | 26m ² | — | 女性を取り巻く様々な悩みの相談に応じる。 |
| 活動交流室 | 65m ² | 定員35人 | TAMA女性センター登録団体が自由に打合せや情報交換等に利用できるスペース。予約不要。登録団体用のロッカー有。 |
| TAMA女性センター ライブラリー (多摩ボランティア・市民 活動支援センターと共に) | — | 蔵書数 約1,500冊 | 女性問題・男女平等関連の書籍、国や都内各区市等の男女平等関係資料等の閲覧が可能。図書の貸出サービスを行っている。 |

※ワークショッフルームにある設備(備品)

学習活動・・・テレビ、ビデオ、DVDプレーヤー、マイクセット、CDプレーヤー等
調理機材等・・・電磁調理器・オーブンレンジ各2台、食器類、なべ、炊飯器、まな板、
ホットプレート等
その他・・・・ミシン、アイロン等

2 運営体制

- **職員構成** センター長 1人、 係長 1人、 係員 2人、 相談員 2人

- **TAMA女性センター市民運営委員会**

委 員 数 6人(公募市民) 令和6年3月31日現在

設 置 の 趣 旨 「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」の趣旨にのっとり、TAMA女性センターで行う男女平等の推進及び女性問題の解決に向けた様々な事業の企画立案及び運営に市民の意見を反映させる。

開 催 状 況 月1回の会議、事業の実施運営

講 座 開 催 詳細は、「5 事業概要」－「(2)事業開催状況」の「◆TAMA女性センター市民運営委員会企画事業」(p. 7)参照

3 事業方針

- **学習・啓発事業**

人権意識や女性問題解決に向けての分野別講座等、各種学習・啓発事業を行う。

- **相談事業**

女性を取り巻く様々な悩みを解決するために、専門の相談員が面接及び電話で相談に応じる。また、弁護士(女性)による法律相談、専門の相談員によるLGBT電話相談を行う。

- **出会い・交流事業**

「すべての人がともに生きるフェスティバル2023～ジェンダー平等の社会を生きる～」の開催など、多くの人が出会い、交流を広げる事業を行う。

- **情報収集・提供事業**

女性問題・男女平等・セクシャリティ・性教育関係資料(書籍、情報誌等)を収集し、TAMA女性センターライブラリーにて書籍の貸出を行うほか、各種資料を提供する。

- **訓練事業**

女性の再就職支援など、キャリアアップするための講座を実施する。

- **調査・研究事業**

女性がおかれている立場の実態や意識調査、国内外の各種事例の研究等を行う。

- **その他の事業**

各種事業の実施に伴う保育、グループ・団体等への支援等を行う。

4 利用方法

● ワークショッフルーム

簡易調理機能(電磁調理器)があり、学習活動・講座や料理講習等に利用できる。

【予約受付期間】

| 団体種別 | 受付期間 |
|-----------------------|---------------------------------------|
| TAMA女性センター登録団体 (※) | 使用日の属する月の3ヶ月前の月の初日から 使用日の前日まで(先着順) |
| 一般団体(上記団体以外) | 使用日の属する月の2ヶ月前の月の初日から 使用日の前日まで(先着順) |

※TAMA女性センター登録団体

以下の全てに該当する団体

- ①女性問題の解決・男女平等推進のために活動している団体であること
- ②団体の構成員の半数以上が市内在住・在勤・在学者であること
- ③団体の代表者が、市内在住・在勤・在学者であること
- ④営利を目的としない団体であること

【予約申込方法】

多摩市公共施設予約システム(インターネット、利用者端末等)で予約後、窓口で使用料を支払い、施設使用承認書の発行を受ける。

(受付時間は、施設開館日の9:00～17:00)

【使用料】

| 午前 (9時～12時) | 午後 (13時～17時) | 夜間 (18時～22時) | 全日 (9時～22時) |
|----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 610円 | 820円 | 820円 | 2,250円 |

※中学生以下の児童・生徒が半数以上の団体及び障がい者が半数以上の団体は上記金額の半額

※構成員の半数が市外在住の団体(市外団体)は上記金額の倍額

● 活動交流室

TAMA女性センター登録団体が自由に打合せや情報交換等に利用できるスペース。予約不要。
登録団体には、ロッカーの貸出しを行う。

利用の際には、TAMA女性センター窓口で利用台帳に記入する。

● 相談室

【面接相談】

電話で日時を予約。予約電話番号 042-355-2110

予約受付は、月曜日～金曜日の9:00～17:00

(第1・3月曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

| 相談名 | 相談日・時間 |
|-----------------|---|
| 女性を取り巻く悩みなんでも相談 | 毎週火・金曜日 9:30～12:30 毎週土曜日 13:30～16:30 (1人につき相談時間60分) |
| 女性のための法律相談 | 毎月第3水曜日 9:30～12:00 (1人につき相談時間30分) |

【電話相談】

下記の時間帯に直接電話。

※相談時間外は、留守番電話のメッセージで緊急時等の相談窓口を案内。

| 相談名 | 相談日・時間 |
|--------------------------------------|---|
| 女性を取り巻く悩みなんでも相談 専用電話 042-355-2111 | 毎週木曜日 10:00～13:00 13:30～16:30 (1人につき相談時間30分を目安) |
| L G B T 電話相談 専用電話 042-355-2112 | 偶数月第3火曜日 14:00～18:00 奇数月第3火曜日 16:00～20:00 (1人につき相談時間30分を目安) |

5 事業概要

(1) 施設利用状況

(ワークショッフルームの利用状況)

| 年 度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 5,093人 | 5,097人 | 4,978人 | 4,533人 | 4,495人 |
| 年 度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 | 4,460人 | 1,572人 | 2,402人 | 3,040人 | 3,060人 |

(2) 事業開催状況

◆ TAMA女性センター主催事業

<パネル展示>

事業名：若年層の性暴力被害予防月間パネル展示

目的：国の「若年層の性暴力被害予防月間」にあわせて、犯罪・性暴力の防止に向けた啓発に関するパネル展示を行い、被害の防止に努める。

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 来場者 |
|---|------------------------|----------------|---|-----|
| 1 | 5年4月4日（火）～ 4月30日（日） | 関戸公民館 市民ヒィー | 「若年層の性暴力被害予防月間」関連ポスター 一、巧妙化する性暴力被害の事例に係る展示 | — |

事業名：男女共同参画週間啓発パネル展示

目的：国の「男女共同参画週間」にあわせて、TAMA女性センター登録団体が男女共同参画に関するパネル展示を行い、男女平等参画について考える機会を提供する。

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 来場者 |
|---|---|-----------------|---|-----|
| 1 | 5年6月2日（金）～ 6月29日（木） ※12日（月）～19 日（月）は別事業 展示のため除く | 多摩市役所 本庁舎ヒィー | 「男女共同参画週間」関連ポスター、TAMA女性センターや多摩市の条例に係る展示 | — |

事業名：「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」施行10周年記念パネル展示

目的：「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」施行10周年を記念し、条例の内容や市民・事業者の責務について知ってもらう。

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 来場者 |
|---|-------------------------|----------------|-------------------------------|-----|
| 1 | 6年1月17日（水） ～1月26日（金） | 関戸公民館 市民ヒィー | 「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」 に係る展示 | — |

<映画上映会>

事業名：「リスペクト」上映会

目的：DVや束縛に属することなく、自らの道を進んだ主人公の姿をとおして、女性の自立や活躍する姿から、ジェンダー平等意識について学ぶ機会を提供する。

<募集定員 140人 保育付>

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 参加者 |
|---|---------------------------|-----------------|-------------|------|
| 1 | 5年6月24日（土） 10:00～12:40 | 永山公民館 ベルブホール | 映画「リスペクト」上映 | 101人 |

<講演会>

事業名：女性と防災～過去の災害から私たちが学んだこと～（多摩市 防災安全課共催）

目的：今後起こり得る大規模災害に備えるため、被災中に女性が気を付けるべきこと（性犯罪被害）、地震が来た際の初動行動、被災後のお金や保険などの知識などについて、実践的に学ぶ機会を提供する。

<募集定員 45人 保育付>

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 講師 | 参加者 |
|---|----------------------------|---------------|--------------------------------------|----------------------------|-----|
| 1 | 5年11月18日（土） 14:00～16:00 | 関戸公民館 大会議室 | 被災中に気を付けるべきことや食事情、被災後の金銭面の知識等についての講演 | 岡部 梨恵子 氏 (防災アドバイザー・防災士) | 31人 |

事業名：SNS時代の理想のパートナーシップとは？～デートDV対策講座～

目的：デートDVの防止に向けて、DVの種類は多岐に渡っているものであることを意識啓発し、被害にあった際の相談窓口の周知や、日常で起こりうる加害者・被害者等当事者への気付きにつなげる。

<募集定員 50人 (Zoom45人) 保育付>

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 講師 | 参加者 |
|---|---------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|-----|
| 1 | 6年1月27日（土） 14:00～16:00 | 関戸公民館 大会議室 (Zoomによる同時配信) | デートDVや共依存関係が与える影響、理想のパートナーシップに関する講演 | 穂志乃 愛莉氏 (NPO法人DV対策センター代表理事) | 14人 |

◆ T A M A 女性センター市民運営委員会企画事業

<ホームページ掲載・パネル展示>

事業名：多摩のパパにインタビュー！～家事と育児どうしてる？～

目的：多摩エリアに住む子どものいる男性を対象に、家事育児に対する意識やアクションについてインタビューし、多摩市公式ホームページでの公開とパネル展示を行う。子育てに関わる方々に共感や気づきを得てもらうために実施する。

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 来場者 |
|---|-------------------------|-----------------------|--|-----|
| 1 | 5年9月～公開中 | 多摩市公式 ホームページ | パパとママのワークライフバランスの満足度 や家事・育児の分担、子育ての悩み等につ いて、5組にインタビューした結果を掲載 | — |
| 2 | 6年3月7日(木) ～3月14日(木) | グリナード永山 3階エスカレーター横 | 多摩市公式ホームページに掲載しているイン タビュー内容をまとめたパネルの展示 | — |
| | 6年3月15日(金) ～3月29日(金) | 関戸公民館 市民広場 | | — |

<講演会>

事業名：助産師のんちゃんに聞く！「いのちと性のお話」～「わたし」も「あなた」も大切な存在～

目的：子どもたちが健やかに育っていくうえで、必要な性の知識とその伝え方について学び、自分自身を大切にするヒントを学ぶ機会を提供する。

<募集定員 44人 保育付>

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 講師 | 参加者 |
|---|--------------------------|---------------|---|-----------------|-----|
| 1 | 5年9月2日(土) 10:00～12:00 | 関戸公民館 大会議室 | わが子の性への向き合い方 や接し方のヒント、命の大 切さについての講演 | 上野 典子氏 (助産師) | 14人 |

<映画上映会>

事業名：「SHE SAID／シー・セッド その名を暴け」上映会～ハリウッドの性暴力を追う記者たちの勇気～

目的：実際にあった性犯罪事件を基にした映画から、被害者が陥る心理状態、告発が困難な社会構造など、さまざまな性暴力特有の問題を再確認し、性暴力について正しい理解を促すきっかけとする。

<募集定員 140人 保育付>

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 参加者 |
|---|---------------------------|-----------------|----------------------------------|-----|
| 1 | 6年2月24日(土) 10:00～12:15 | 永山公民館 ヘルプホール | 映画「SHE SAID／シー・セッド その名を暴 け」上映 | 58人 |

◆ TAMA女性センター登録団体企画事業

<登録団体「NPO 法人シーズネットワーク」・TAMA女性センター共催事業>

事業名：部屋も心もスッキリ！断捨離で見つける”自分軸”の暮らし方

目的：不要なモノの片付け方を学ぶことをきっかけに、自分の価値観の見直しをして、家族との関係やワークライフバランスなど「ちょっとした心の詰まり」を取り除き、自分をいちばん大切に生きる選択について、考える。

<募集定員 20人 保育付>

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 講師 | 参加者 |
|---|--------------------------|---------------|---|--|-----|
| 1 | 5年11月6日(月) 9:30～11:30 | 永山公民館 視聴覚室 | 講師の実体験を含めた 「断捨離」に関する講演 、私物で行う断捨離実践 ワーク | 山内 悅子 氏 (やました ひでこ 公認 断捨離 ®トレ ーナー) | 18人 |

<登録団体「多摩市の男女平等条例を考える会」・TAMA女性センター共催事業>

事業名：「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」施行10周年記念対談—「制度の平等から結果の平等へ」

目的：「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」施行10周年を期して、これまでの経過を振り返り、現状を探り、これからのあるべき方向を模索する。

<募集定員 50人 保育付>

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 講師 | 参加者 |
|---|---------------------------|---------------|---|-----------------------------|-----|
| 1 | 6年1月20日(土) 14:00～16:00 | 関戸公民館 大会議室 | 登録団体による条例制定 までに流れと現状の講演 、条例制定に携わった講 師と多摩市長との対談 | 浅倉 むつ子 氏 (早稲田大学名誉教 授) | 33人 |

◆ TAMA女性センター連携事業

＜関戸公民館・TAMA女性センター共催事業＞

事業名：市民講座「山中さん家が元気な理由—夫婦でデザインするつながりのある暮らし—」

目的：40年以上前から夫婦で立つことを前提に設計されたキッチン。ジェンダーフリーな暮らし方や、市民活動等をとおして人生をより豊かにしている話を聞き、夫婦のあり方、生き方を考える機会とする。

＜募集定員 200人＞

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 講師 | 参加者 |
|---|---------------------------|------------------|---|--|-----|
| 1 | 5年5月19日(金) 14:00～16:00 | 関戸公民館 ヴィータホール | キッチン設計当時の思い や現在の暮らし方、夫婦 のあり方についての講演 | 山中 康廣 氏 (山中康廣建築設計 事務所代表) 山中 阿美子 氏 (デザインオフィス 主宰) | 50人 |

＜永山公民館・TAMA女性センター共催事業＞

事業名：家庭教育講座「親子で学ぶおうち性教育はじめよう～自分を大切に生きるために～」

目的：子どもたちが性の知識や命の知識を正しく身につけることにより、自分を大切に生きていく力を育てる。性の多様性を知り、すべての人に人権があり、自己決定権があること、自分を守ることで安心して生きられることを親子で学ぶ機会を提供する。

＜募集定員 85人 保育付＞

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 講師 | 参加者 |
|---|---------------------------|-----------------|---------------------------------------|-------------------|-----|
| 1 | 5年9月16日(金) 14:00～16:00 | 永山公民館 ベルブホール | からだのしくみ、性の多 様性、人権、自己決定に についての講演 | 土屋 麻由美 氏 (助産師) | 42人 |

＜子ども家庭支援センター・TAMA女性センター共催事業＞

事業名：STOP!DV・児童虐待～みんなで考えよう、Wリボン～

目的：11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間のシンボルである「ペー
ブルリボン」と、11月の「児童虐待防止推進月間」のシンボルである「オレンジリボ
ン」を組み合わせた「Wリボン」を使い、関係する2つの防止啓発を一体的に行う。

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 来場者 |
|---|--------------------------|--------------------|---|-----|
| 1 | 5年10月24日(火) ～11月7日(火) | 永山公民館 5階ホワイエ | 子ども家庭支援センター、TAMA女性 センターそれぞれが作成したパネルやリ ーフレット等の展示 | — |
| 2 | 5年11月1日(水) ～7日(火) | グリナード永山 2階つばさ広場 | | |
| 3 | 5年11月1日(水) ～20日(月) | 多摩市役所 本庁舎1階ロビー | | |

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 来場者 |
|---|------------------------|--------------------------------------|---|-----|
| 4 | 5年11月10日(金) ～30日(木) | 関戸公民館 市民ロビー | 子ども家庭支援センター、TAMA女性センターそれぞれが作成したパネルやリーフレット等の展示 | — |
| 5 | 5年11月16日(金) ～20日(月) | 京王聖蹟桜ヶ丘 ショッピングセンターAB館 7階連絡ブリッジ | | |

＜東京しごとセンター多摩・TAMA女性センター共催事業＞

事業名：女性しごと応援キャラバン 明日から使える就活ノウハウ「通る書類・受かる書類」

目的：これから働くことを考えている女性を対象に、応募書類の書き方、面接対策など、今すぐ実践できるノウハウ等について学ぶ機会を提供する。

＜募集定員 50人 保育付＞

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 講師 | 参加者 |
|---|---------------------------|----------------|------------------------|-----------------------------------|-----|
| 1 | 5年11月7日(火) 10:00～12:00 | 関戸公民館 大会議室 | 応募書類の書き方、面接対策などについての講演 | 磯貝 香須子 氏 (株式会社S E M I L L A代表) | 46人 |
| 1 | 5年11月7日(火) 12:20～13:25 | 関戸公民館 第3学習室 | 就職に関する個別相談会 | 東京しごとセンター多摩 就職支援アドバイザー | 13人 |

事業名：女性と企業のトークカフェ～イマドキ企業は女性の味方～in多摩

目的：これから働くことを考えている女性を対象に、自己PRについてのセミナーや企業の担当者と直接交流する機会を提供する。

＜募集定員 20人 保育付＞

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 講師 | 参加者 |
|---|----------------------------|---------------|---|------------------------------|-----|
| 1 | 5年11月29日(水) 13:00～16:00 | 関戸公民館 大会議室 | 講師による「魅力的な自己PRの作り方」についてのセミナーと、多摩地区企業4社との交流会 | 大嶽 圭子 氏 (国家資格キャリアコンサルタント) | 15人 |

＜経済観光課・関戸公民館・TAMA女性センター共催事業＞

事業名：親子で学ぶ！スマホを持つ前に知っておきたいトラブル回避法！

目的：SNSで個人情報や写真を送ってしまう、性的な情報に触れてしまうなど、スマホのトラブル防止のための知識を親子で学ぶ機会を提供する。

＜募集定員 30人＞

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 講師 | 参加者 |
|---|----------------------------|-------------------|--------------------------------|---|-----|
| 1 | 5年12月16日(土) 10:30～11:40 | パルテノン多摩 会議室3・4 | SNSのトラブルに遭わないための親子でのスマホルールの決め方 | 戸田 さやか 氏 (公認心理師、臨床心理士) 藤本 加奈子 氏 (スマホ相談会講師) | 4人 |

<経済観光課・健幸まちづくり推進室・TAMA女性センター共催事業>

事業名：実例からヒントを得る！働きやすい環境づくり異業種間で話してみませんか？

目的：「健幸！ワーク宣言」を行っている企業を招き、実際の取り組みや課題等を異業種間で意見交換しながら、自社の取組について見直す機会をつくる。

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 講師 | 参加者 |
|---|---------------------------|-------------------|--|-----------------------------|-----|
| 1 | 6年3月21日(木) 15:00～17:00 | パルテノン多摩 会議室3・4 | 講師による働き方や従業員支援の講演と、「健幸！ワーク宣言」を行う企業の取り組みなどのディスカッション | 石川 勇介 氏 (株式会社ファミワン代表取締役) | 14人 |

◆すべての人がともに生きるフェスティバル2023
～ジェンダー平等の社会を生きる～

目的：男女平等参画の風土づくり、男女の新しいパートナーシップの構築を目指し、TAM
A女性センターの出会い・交流事業として開催する。

主 催：多摩市男女平等参画推進フェスティバル2023実行委員会

後 援：多摩市

| | 開催日時 | 会場 | 事業名及び講師 | 参加者 |
|---|----------------------------|------------------|--|-----|
| 1 | 5年12月16日(土) 10:00～10:45 | 関戸公民館 ヴィータホール | <映画> 「カラシコエの花」 <募集定員 100人 保育付> | 14人 |
| 2 | 5年12月16日(土) 13:15～13:45 | 関戸公民館 ヴィータホール | <映画> 「まだ見ぬあなたに」 <募集定員 100人 保育付> | 18人 |
| 3 | 5年12月16日(土) 14:00～14:35 | 関戸公民館 ヴィータホール | <映画> 「片袖の魚」 <募集定員 100人 保育付> | 18人 |
| 4 | 5年12月16日(土) 15:00～16:05 | 関戸公民館 ヴィータホール | <映画> 「虹色の朝が来るまで」 <募集定員 100人 保育付> | 22人 |
| 5 | 5年12月16日(土) 11:00～12:30 | 関戸公民館 ヴィータホール | <講演会> 「性と生、自分らしさのはなし」 【講師】 高橋 裕子氏(元都立高校養護教諭) <募集定員 100人 保育付> | 15人 |
| 6 | 5年12月16日(土) 10:00～12:00 | 関戸公民館 大会議室 | <講演会> 「地域とともに～読者が主役！の地域情報誌『もしもし』から多摩の女性を見る～」 【講師】 五来 恒子氏(有限会社もしもし代表取締役) <募集定員 50人> | 26人 |
| 7 | 5年12月16日(土) 13:30～16:00 | 関戸公民館 大会議室 | <講演会・パネルトーク> 「困りごとに寄り添うネットワークづくり～国立市女性シェルター・Jikkaの実践～」 【講師】 遠藤 良子氏(特定非営利活動法人 くにたち夢ファームJikka責任者) <募集定員 50人> | 25人 |

| | 開催日時 | 会場 | 事業名及び講師 | 参加者 |
|----|--------------------------------------|----------------|--|----------------|
| 8 | 5年12月16日(土) 10:00～11:00 | 関戸公民館 第3学習室 | <体験> 赤ちゃんとのスキンシップにベビーマッサージをやってみませんか? 【講師】 石川 美由紀氏（看護師・保育士） <募集定員 8組> | 26人 |
| 9 | 5年12月16日(土) 11:30～12:30 | 関戸公民館 第3学習室 | <体験> わたしリフレッシュ！ヨガ教室 【講師】 渡辺 泉氏（ヨガインストラクター） <募集定員 15人> | 19人 (見学者含む) |
| 10 | 5年12月16日(土) 10:00～16:00 | 関戸公民館 市民ロビー | <イベント> ～ワタシらしい表現～ ボッチャ対戦会や缶バッジ作り など | 48人 |
| 11 | 5年12月6日(水) ～17日(日) 10:00～16:00 | 関戸公民館 ギャラリー | <展示コーナー> TAMA女性センター登録団体活動パネル展示 ハンドタッチケア体験会 | 202人 |

◆多摩市職員男女平等参画研修

事業名：新任フォロー研修「男女平等参画研修」

目的：男女平等参画や性的指向・性自認に関する基礎知識を身につけ、新任職員が市の職員として男女平等参画に関する正しい認識を持ち、自ら考え行動できる職員となるよう、学ぶ機会を提供する。

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 講師 | 参加者 |
|---|--------------------------|------------------|---|--|-----|
| 1 | 5年7月6日(木) 10:00～12:00 | 多摩市役所 西1～3会議室 | 多摩市の男女平等に関する取り組みや知識を学び 普段の行動の振り返りを行う | 三宅 大二郎 氏 (中央大学ダイバーシティセンター ジェンダー・セクシュアリティ領域コーディネーター) | 33人 |

事業名：主任・主事級対象「生理の理解促進研修」

目的：新型コロナウイルスの影響で社会問題となった「生理の貧困」の背景と生理の基礎知識について正しく学び、職員が互いに支えあいながら働く環境づくりについて考える機会を提供する。

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 講師 | 参加者 |
|---|--------------------------|---------------------------|----------------------------|---------------------|-----|
| 1 | 6年2月6日(火) 13:30～14:30 | 多摩市役所 301会議室 (動画視聴) | 講義の動画視聴を通して、生理や生理の貧困について学ぶ | 赤枝 朋嘉 氏 (赤枝医院院長) | 62人 |

◆出前授業

事業名：子どもの権利の話

目的：人権の知識を得てもらうとともに、固定的な観念や偏見をなくし「性別などにより差別してはならないこと」「自分らしく生きる権利があること」「自分自身の権利は守られていること」「相手の権利も守ること」に気づいてもらう。

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 講師 | 参加者 |
|---|--------------------------|--------------|--------------------------------|---|--------------------|
| 1 | 6年2月3日(土) 11:20～12:05 | 永山小学校 体育館 | 多様な性について考え方「自分らしく生きることの大切さ」を知る | 藤江 美也子 氏 (高校教諭／TAMA女性センター市民運営委員会委員長) | 350人 (全学年及び保護者) |

◆若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業

事業名：東京レインボープライド2023

目的：LGBTQ+当事者並びにその支援者と共に「“性”と“生”的多様性」を祝福する本イベントに、本事業で連携している自治体ネットワーク「東京10市net」として出展し、LGBTQ+への偏見を無くし、差別のない社会づくりへつなげる。

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 参加者 |
|---|--------------------------------------|-----------------|---|-------|
| 1 | 5年4月22日(土)～ 23日(日) 11:00～17:00 | 代々木公園 イベント広場 | 市長・副市長からのメッセージと東京10市netの取り組み紹介のパネル展示、バスソルトづくり、参加者からのメッセージ記入、ミニトークイベントなど | 1600人 |

事業名：若年層セクシュアル・マイノリティ支援教育・啓発事業（多様な性に関する授業）

目的：多様な性の理解促進に向け、児童・生徒・学生向け授業や教職員等研修へ講師を派遣し、LGBTQ+に関する基礎知識の習得や多様性などを学ぶ機会を提供する。

| 回 | 開催日時 | 会場 | 内容 | 講師 | 参加者 |
|---|----------------------------|--------------------|---|-------------------------------------|-----------------------|
| 1 | 5年8月21日(土) 14:30～16:30 | 教育センター 202研修室 | 多様性についての考え方、LGBTQ+基礎知識、当事者支援などの講演および個別相談会 | 鈴木 茂義 氏 (小学校教諭／NPO法人プライドハウス東京理事) | 27人 (小・中学校人権担当教職員) |
| 2 | 5年8月28日(月) 14:30～16:00 | 北諒訪小学校 1階多目的ルーム | | | 18人 (小学校養護教諭) |
| 3 | 5年11月17日(金) 10:00～12:00 | オンライン | | | 60人 (学童クラブ職員) |
| 4 | 6年2月19日(月) 14:25～16:25 | 永山中学校 多目的ホール | | | 75人 (永山中学校1年生) |

(3) 多摩市男女平等・男女共同参画情報誌「たまの女性」

○第71号 令和5年9月発行

- ・市内の女性活躍拡大中！～多摩市 健幸ワーク宣言～
- ・パートナーシップ宣誓者×多摩市長 対談「ともに生きる、大きな一歩～パートナーシップ宣誓から1年半をむかえて～」
- ・これって常識？それとも偏見？～男女平等参画を阻むアンコンシャス・バイアスとは？～
- ・巧妙化する性犯罪や性暴力を知る～被害に遭わない・遭わせない～
- ・TAMA女性センター相談室のご案内

○第72号 令和6年3月発行

- ・施行10周年の今振り返る「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」って何？
- ・記念対談「制度の平等から結果の平等へ」
- ・TAMA女性センター相談室のご案内

■発行部数 各6,000部

■配 布 先 市内各自治会・管理組合、公共施設、学校 等

(4) TAM A女性センターライブライ

(多摩ボランティア・市民活動支援センター内)

女性学・女性史・人権・メディア・女性問題・男性問題・高齢社会・男女平等参画等に関連する書籍を約2,000冊取り揃え、閲覧・貸出サービスを行っている。

・所 在 地 〒206-0011

東京都多摩市関戸4丁目72番地 ヴィータ・コミュニティ7階

多摩ボランティア・市民活動支援センター内

・所 藏 数 図書 約2,000冊(書籍一覧は多摩市公式ホームページを参照)

その他、女性問題・男女平等・セクシャリティ・性教育関連の情報誌等

・開 館 時 間 月曜日～金曜日 9:00～19:00

土曜日、第1・3日曜日 9:00～17:00

・休 館 日 第1・3月曜日、第2・4・5日曜日

祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

(開館時間・休館日は、多摩ボランティア・市民活動支援センターに準じる)

・貸出方法 多摩ボランティア・市民活動支援センターの窓口で利用者登録(本人確認ができるものを提示)をした後、受付窓口で貸出の手続きを行う。

1回5冊まで、15日間貸出可。

・貸出状況(令和5年度)

| 貸出月日 | 貸出冊数 | 貸出人数 |
|------------------------|------|--------|
| 令和5年4月1日 ～令和6年3月31日 | 19冊 | 延べ 11人 |

(5) TAM A女性センター登録団体数<令和6年5月末現在>

登録団体は、6月1日を切替日とする1年更新。

(登録団体の状況)

| 年度 種別 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 登録団体数 | 23 | 20 | 20 | 20 | 26 | 28 | 27 | 27 | 23 | 22 | 22 | 23 |
| ロッカー使用数 | 19 | 16 | 14 | 14 | 19 | 21 | 20 | 17 | 14 | 14 | 14 | 14 |

(6) 多摩市パートナーシップ制度宣誓者数

パートナーシップ制度とは、戸籍上同性であることなどを理由として婚姻ができない2人に対し、自治体がお互いの合意のもとにパートナーシップ関係にあることを承認し、証明書等を発行する制度であり、令和4年2月1日から開始した。

| 年 度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 宣誓者数 | 3人 | 3人 | 0人 |

6 相談概要

(1) 女性を取り巻く悩みなんでも相談

- ・実施日時 <面接相談> (1人につき相談時間60分)
 - 毎週火曜日 9:30～12:30
 - 金曜日 9:30～12:30
 - 土曜日 13:30～16:30
- <電話相談> (1人につき相談時間30分を目安)
 - 毎週木曜日 10:00～13:00
 - 13:30～16:30
- ・内 容 自分自身の生き方、家族・夫婦の関係、育児・子育てのこと、職場や地域の人間関係、学校や友達のこと、配偶者や恋人からの暴力等、女性を取り巻く悩み全般
- ・相 談 員 TAMA女性センター相談員(女性)

(2) 女性のための法律相談

- ・実施日時 每月第3水曜日 9:30～12:00
 - (1人につき相談時間30分)
- ・内 容 女性を取り巻く様々な法律問題に関する相談
- ・相 談 員 弁護士(女性)

(3) L G B T電話相談

- ・実施日時 偶数月第3火曜日 14:00～18:00
 - 奇数月第3火曜日 16:00～20:00
- (1人につき相談時間30分を目安)
- ・内 容 性的指向・性自認等の悩みがある方々に対して、電話相談を実施することで、当事者が抱える問題の解決を図る。また、当事者のニーズを把握し今後の取り組みにつなげる。
- ・相 談 員 NPO法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワークスタッフ

(4) 相談状況(女性を取り巻く悩みなんでも相談)

(令和5年度年代別相談件数)

| 年代 種別 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 不明 | 合計 |
|----------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|------|--------|
| 面接 | 0 | 8 | 28 | 40 | 35 | 16 | 22 | 4 | 153 |
| 電話 | 0 | 2 | 10 | 70 | 77 | 51 | 20 | 3 | 233 |
| 合計 | 0 | 10 | 38 | 110 | 112 | 67 | 42 | 7 | 386 |
| 割合 | 0.0% | 2.6% | 9.8% | 28.5% | 29.0% | 17.4% | 10.9% | 1.8% | 100.0% |

(内容別相談件数)

| 年度 内容 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 5年度 割合 |
|----------|--------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 人生 | 計 | 67 | 64 | 51 | 70 | 65 | 75 | 49 | 54 | 72 | 18.7% |
| | 自分探し | 15 | 28 | 10 | 20 | 19 | 18 | 18 | 17 | 26 | 5.5% |
| | 仕事 | 16 | 11 | 14 | 12 | 11 | 15 | 6 | 11 | 16 | 1.6% |
| | 生き方 | 33 | 25 | 23 | 32 | 31 | 35 | 19 | 23 | 28 | 10.6% |
| | その他 | 3 | 0 | 4 | 6 | 4 | 7 | 6 | 3 | 2 | 1.0% |
| 家族 | 計 | 215 | 211 | 191 | 196 | 189 | 201 | 215 | 220 | 194 | 45.3% |
| | 夫婦 | 111 | 96 | 64 | 88 | 73 | 85 | 112 | 104 | 94 | 22.0% |
| | 親 | 33 | 33 | 37 | 40 | 26 | 28 | 34 | 28 | 26 | 8.8% |
| | 子ども | 56 | 61 | 58 | 45 | 66 | 61 | 34 | 35 | 35 | 9.6% |
| | その他 | 15 | 21 | 32 | 23 | 24 | 27 | 35 | 53 | 39 | 4.9% |
| 対人 | 計 | 68 | 42 | 51 | 47 | 61 | 63 | 51 | 92 | 35 | 16.3% |
| | 職場 | 13 | 9 | 12 | 14 | 8 | 7 | 8 | 12 | 3 | 0.5% |
| | 近隣 | 11 | 6 | 3 | 9 | 6 | 5 | 8 | 10 | 3 | 1.5% |
| | 友人 | 15 | 14 | 11 | 4 | 18 | 18 | 5 | 13 | 7 | 7.0% |
| | その他 | 29 | 13 | 25 | 20 | 29 | 33 | 30 | 57 | 22 | 28.7.3% |
| 教育 | 計 | 4 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 | 3 | 0.0% |
| | 不登校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0.0% |
| | 学校生活 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 | 0.0% |
| | 育児・しつけ | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| | その他 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0.0% |
| 保健・医療 | 計 | 128 | 119 | 55 | 29 | 15 | 21 | 31 | 33 | 72 | 15.0% |
| | 心の病気 | 120 | 114 | 39 | 18 | 7 | 11 | 9 | 16 | 24 | 43.11.1% |
| | 身体の病気 | 2 | 2 | 10 | 8 | 4 | 5 | 16 | 8 | 31 | 7.1.8% |
| | 更年期関係 | 2 | 2 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0.0% |
| | その他 | 4 | 1 | 1 | 3 | 4 | 5 | 6 | 9 | 16 | 8.2.1% |
| その他 | 計 | 13 | 28 | 10 | 19 | 8 | 14 | 17 | 22 | 22 | 18.4.7% |
| 相談件数合計 | | 495 | 465 | 359 | 361 | 338 | 375 | 363 | 425 | 398 | 386.100.0% |
| うちDV | | 68 | 64 | 52 | 49 | 41 | 38 | 67 | 51 | 62 | 46.11.9% |
| うちデートDV | | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 2 | 6 | 3 | 4.1.0% |
| うちLGBT | | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5.1.3% |

※平成25年9月30日に「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」を公布したことに伴い、平成25年10月から、デートDV・LGBT(性的指向・性自認等)に関する統計を開始

(5) 相談状況(女性のための法律相談)

(令和5年度年代別相談件数)

| 年代 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 不明 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|----|
| 件数 | 0 | 2 | 8 | 17 | 9 | 3 | 10 | 0 | 49 |

(内容別相談件数)

| 内容\年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 5年度割合 |
|--------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 家族関係 | 37 | 36 | 33 | 27 | 20 | 29 | 36 | 73.5% |
| 対人関係 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 5 | 5 | 10.2% |
| 仕事 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0.0% |
| 動産・不動産 | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0.0% |
| 事件 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0.0% |
| その他 | 4 | 9 | 3 | 5 | 2 | 6 | 8 | 16.3% |
| 合計 | 45 | 47 | 41 | 34 | 25 | 44 | 49 | 100.0% |

(6) 相談状況(LGBT電話相談)

(令和5年度年代別相談件数)

| 年代 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 不明 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|----|
| 件数 | 1 | 5 | 13 | 7 | 3 | 0 | 0 | 1 | 30 |

(相談件数)

| 年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|----|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 13 | 12 | 6 | 17 | 16 | 26 | 13 | 30 |

※平成27年度まで「セクシュアル・マイノリティ電話悩み相談&電話法律相談」の名称

フ 資料

(1) 多摩市女と男の平等参画を推進する条例

平成25年9月30日条例第38号

多摩市女と男の平等参画を推進する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 基本的施策（第9条—第19条）
- 第3章 多摩市男女平等参画推進審議会（第20条）
- 第4章 苦情の処理（第21条・第22条）
- 第5章 雜則（第23条）

附則

個人の尊重と法の下の平等をうたう日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた国内の取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を支柱とする国際的な取組とともに、着実に進められてきました。また、男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけています。

多摩市でも昭和61年に「多摩市婦人行動計画」、平成6年には「多摩市女と男がともに生きる行動計画」を策定して、男女平等の実現、性別による差別の解消をめざしてきました。平成16年に制定した多摩市自治基本条例には、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うこと、性別年齢などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障されることの重要性がうたわれています。

このような社会的な取組の結果、男女の在り方をめぐる人々の考え方は、時代とともに変わってきました。しかし、現実の社会には、固定的な性別役割分担意識や慣行がなお残っています。また、一方では、少子化、高齢化、働き方の多様化に伴う雇用形態間の待遇の格差、配偶者や交際相手からの暴力の深刻化など、新たな課題も生じてきており、女性はもちろん男性も生きにくく感じる事がみられるようになりました。

多摩市は、多摩ニュータウン開発に伴い急速に発展してきたという特色があります。一時期に同世代の転入が集中したことにより、地域活動・地域交流・市民同士のつながりなどがさらに求められている中で、これまで経験したことのない少子高齢社会を迎えようとしています。

このような中で、多摩市では、男女が互いに人権を尊重しあい、誰もが個性豊かにいきいきと暮らせる社会、自らの意思によって家庭生活と仕事・地域活動に参画し、責任を分かち合うことのできる社会、すなわち真の男女平等参画社会の実現をめざして、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画社会について、その基本理念を定め、多摩市（以下「市」といいます。）、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女平等参画社会の実現に関する施策の基本的事項を定めることにより、この施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、性別による差別的取扱いを含めた諸問題に対応し、もってすべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女平等参画社会 男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するとともに、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって、男女が共に責任を分かち合うことのできる、男女平等と自立に支えられた社会のことをいいます。
- (2) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいいます。

- (3) 事業者 営利であるか否かにかかわらず、市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいいます。
- (4) その他の団体 事業者以外の市内で活動するすべての団体をいいます。
- (5) 性別による差別的取扱い 直接差別（性別を理由とする不合理な取扱いをいいます。）及び間接差別（外形的にみたときには性別によって異なる取扱いではないが、一方の性別の人人が著しい不利益を被るような基準や慣行でその正当性が認められないものをいいます。）をいいます。
- (6) 性的指向 人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向（この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性があります。）をいいます。
- (7) 性自認 自分がどの性別であるかの認識（この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。）のことをいいます。
- (8) 特に困難な状況にある人 固定的な性別役割分担に起因して困難を抱えている人（結婚又は出産を理由に仕事を辞め再就職が困難な母子世帯、仕事と育児の両立が困難な父子世帯、ひとり暮らしの高齢者、介護をしている高齢者夫婦のみの世帯及び親・息子同居世帯等をいいます。）及び外国人又は障がい者であることに加えて女性であることで複合的に困難を抱えている人（日本で暮らす外国人女性、女性の障がい者等をいいます。）をいいます。
- (9) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性別による格差が生じているとみられる場合に、格差を改善するために、必要な範囲において、当該機会を積極的に提供することをいいます。
- (10) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言葉、行為、環境等によって、相手に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の生活環境を害することをいいます。

(基本理念)

第3条 市、市民、事業者及びその他の団体は、次に掲げる基本理念に基づいて男女平等参画社会の実現に関する施策を推進しなければなりません。

- (1) すべての人が、個人として尊重され、性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず、個人の能力及び個性を發揮し、意欲及び希望に沿って、社会的責任を分かち合うこと。
- (2) すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を受けることなく、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行を解消されること。
- (3) すべての人が、社会の対等な構成員として、政策又は方針の立案及び決定に参画する機会を確保されること。
- (4) すべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と仕事及び地域活動を両立できるようにすること。
- (5) すべての人が、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別並びに性別に起因する暴力を決してしてはならないこと。
- (6) すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を含む諸問題について、特に困難な状況にある人への配慮をすること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女平等参画社会の実現に関して、積極的改善措置を含む施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとします。

- 2 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策のために、必要に応じて、体制の整備を行い、及び財政上の措置をとるものとします。
- 3 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策の実施にあたり、国及び他の地方公共団体並びに市民、事業者及びその他の団体と連携を図り、協力するものとします。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等参画社会の実現に関する施策への理解を深めるとともに、家庭、学校、地域、職場その他のあらゆる場において、男女平等参画社会の実現に努めるものとしま

す。

- 2 市民は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策に協力するよう努めるものとします。
- 3 市民は、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別、セクシュアル・ハラスメント並びに配偶者への暴力その他の性別に起因するあらゆる暴力の根絶に努めるものとします。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女平等参画社会の実現に努め、従業員が仕事と家庭生活及び地域活動との両立を図ることができるような職場環境づくりに努めるものとします。
- 2 事業者は、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別並びに職場におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶に努めるものとします。
 - 3 事業者は、個人の能力を適正かつ公平に評価するとともに、女性の参画を促進するよう努めるものとします。
 - 4 事業者は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策、調査等に協力するよう努めるものとします。

(性別等による差別的取扱いと暴力の禁止)

- 第7条 市、市民、事業者及びその他の団体は、社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を行ってはなりません。
- 2 すべての人は、社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の性別に起因するあらゆる暴力を行ってはなりません。

(公表される情報への配慮)

- 第8条 市、市民、事業者及びその他の団体は、情報を公表する際には、それらの情報が、男女平等参画社会の実現を阻害し、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を助長し、又は暴力的行為を誘発することのないように配慮しなければなりません。

第2章 基本的施策

(行動計画)

- 第9条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」といいます。）を策定しなければなりません。
- 2 市は、行動計画の策定又は変更にあたっては、市民、事業者及びその他の団体の意見を反映することができるよう必要な措置をとるものとします。
 - 3 市は、行動計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。
 - 4 市長は、行動計画の策定又は変更にあたっては、第20条に定める多摩市男女平等参画推進審議会に諮問しなければなりません。

(年次報告)

- 第10条 市長は、前条に定める行動計画の実施内容及び進捗状況について、年次報告を作成し、第20条に定める多摩市男女平等参画推進審議会の評価意見を添えて、これを公表しなければなりません。

(拠点機能の確保)

- 第11条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を実施し、そのための取組を支援する総合的な拠点機能として、多摩市立TAMA女性センター条例（平成11年多摩市条例第2号）第1条に規定する多摩市立TAMA女性センター（以下「女性センター」といいます。）を位置づけるものとします。

(推進体制)

- 第12条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策の調整及び推進を図るための組織体制を整備するものとします。

(調査研究)

- 第13条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策の策定に必要な調査研究並びに情報の収集及び分析を行うものとします。

(啓発及び普及広報)

- 第14条 市は、市民、事業者及びその他の団体に対して、男女平等参画社会の実現に関して必要な啓発

及び普及広報活動を実施するものとします。

(教育・学習)

第15条 市は、家庭、学校、地域、生涯学習等の場において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男女平等参画社会の実現に向けた教育及び学習が行われるよう努めるものとします。

(性と生殖に関わる権利と健康)

第16条 市は、個人がそれぞれの性を理解し、及び尊重するとともに、女性と男性が対等な関係において性に関する適切な自己決定ができるよう、必要な支援を行うものとします。

2 市は、女性は妊娠及び出産をする可能性があることに十分配慮するとともに、女性と男性が生涯を通じて健康を保持及び増進できるよう、必要な支援を行うものとします。

(災害に強いまちづくり)

第17条 市は、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりをするものとします。

(家庭生活と仕事・地域活動への参画)

第18条 市は、すべての人が相互に協力して、家庭生活並びに仕事及び地域活動に主体的に参画できるよう、必要な支援を行うものとします。

(市民、事業者及びその他の団体に対する支援)

第19条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を実施するとともに、市民、事業者及びその他の団体による男女平等参画社会の実現に関する活動に対して、必要な支援を行うものとします。

第3章 多摩市男女平等参画推進審議会

(審議会の設置)

第20条 男女平等参画社会の実現を図るため、多摩市男女平等参画推進審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌します。

- (1) 第9条第4項に定める市長の諮問に基づく行動計画の策定及び変更の検討に関すること。
- (2) 第10条に定める行動計画の実施内容及び進捗状況の評価に関すること。
- (3) 次条に定める苦情の処理に関すること。
- (4) その他男女平等参画社会の実現に関して必要と認める事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策について調査、審議又は評価し、必要に応じて市長に意見を述べることができます。

4 審議会は、男女平等参画社会の実現に関して理解と識見を有する者8人以内の委員（以下「審議会委員」といいます。）をもって構成します。

5 審議会委員は、市長が委嘱します。

6 審議会委員の任期は2年とし、審議会委員が欠けた場合の後任の審議会委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 審議会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後もまた同様とします。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、市長が別に定めます。

第4章 苦情の処理

(苦情の申し出)

第21条 市民、事業者及びその他の団体は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策又は男女平等参画社会の実現に影響を及ぼすと認める施策並びに性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別その他の男女平等参画社会の実現を阻害する人権侵害と認める事項に関する市に対して、苦情の申し出をすることができます。

2 苦情の申し出の窓口は、女性センターに置きます。

3 前2項に定めるもののほか、苦情の申し出に関して必要な事項は、市長が別に定めます。

(多摩市男女平等参画苦情処理委員)

第22条 前条に定める苦情について適切かつ迅速に対応するために、多摩市男女平等参画苦情処理委員

(以下「苦情処理委員」といいます。)を置きます。

- 2 苦情処理委員は、3人以内とし、審議会委員の中から、苦情の処理について識見の高い者を、市長が委嘱します。
- 3 苦情処理委員の任期は、委嘱の日から審議会委員の任期の終期までとします。
- 4 苦情処理委員は、苦情の処理に関し、苦情の申し出に係る市の施策を実施する機関に対して資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、指導、助言又は是正の勧告を行うことができます。
- 5 苦情処理委員は、苦情の処理に関し、人権侵害と認める事項があった場合で、必要と認めるときは、関係者に対しその協力を得て資料の提出及び説明を求め、又は関係者に意見を述べることができます。
- 6 苦情処理委員は、苦情の処理に関して必要があると認めるときは、審議会と連携して苦情の処理にあたるものとします。
- 7 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後もまた同様とします。

第5章 雜則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行します。
(審議会委員の任期に係る特例)
- 2 この条例の規定により最初に委嘱される審議会委員の最初の任期は、第20条第6項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成28年3月31日までとします。

(2) 多摩市立TAMA女性センター条例

平成11年3月31日条例第2号

改正

平成13年9月28日条例第24号

平成17年10月3日条例第42号

平成24年3月30日条例第17号

平成27年7月3日条例第42号

令和元年7月5日条例第9号

多摩市立TAMA女性センター条例

(設置)

第1条 女性の社会的地位の向上及び男女平等の推進を図り、市民に女性問題に関する学習の機会並びにその交流及び活動の場を提供し、もって平等と自立に支えられた男女共同参画社会の実現に資するため、多摩市立TAMA女性センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 多摩市立TAMA女性センター

位置 多摩市閔戸四丁目72番地

(事業)

第3条 センターは、第1条に掲げる設置目的を実現するために、次の事業を行う。

- (1) 女性問題の解決及び男女平等の推進（以下「女性問題の解決等」という。）を目的として活動する市民及び市民団体の交流、諸活動の促進及び支援に関する事。
- (2) 女性問題の解決等に係る情報、図書及びその他の資料を収集し、市民の利用に供すること。
- (3) 女性問題の解決等に係る市民への啓発及び訓練並びに市民相談に関する事。
- (4) 女性問題の解決等に係る調査研究に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、女性問題の解決等に関し市長が必要と認める事業

(職員)

第4条 センターに必要な職員をおく。

(施設)

第5条 センターの施設は、次のとおりとする。

- (1) 活動交流室
- (2) 相談室
- (3) ワークショッフルーム

2 前項第3号のワークショッフルームは、市民団体が実習又は会議等を行うための施設とする。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日。ただし、同日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたるときは、相談室を除き開館するものとする。
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用承認)

第8条 ワークショッフルームを使用しようとする市民団体は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、使用の承認に際して、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ワークショッフルームの使用を承認しない。

- (1) 建物又は附属物を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公序良俗に反するとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他市長が不適当と認めるとき。

(使用権の譲渡又は転貸の禁止)

第10条 第8条の規定によりワークショッフルームの使用の承認を受けた市民団体（以下「使用団体」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の承認の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ワークショッフルームの使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。
- (4) その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定により使用を停止され、又は使用の承認を取り消されたことにより、使用団体に損害が生じても、その損害の責は負わない。ただし、同項第4号による場合については、この限りでない。

(使用料)

第12条 ワークショッフルームを使用しようとする使用団体は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)

第14条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(原状の回復の義務)

第15条 使用団体は、ワークショッフルームの使用を終了したとき、又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定により使用の承認を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用団体が前項の規定による原状回復の義務を怠ったときは、当該使用団体に代わって市長がこれを行い、その費用は、使用団体の負担とする。

(損害賠償の義務)

第16条 使用団体は、ワークショッフルームの使用に際して、建物その他附属物に損傷を与えたときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減免することができる。

(営業行為等の禁止)

第17条 センター内において、市長の承認を受けずに営業行為又は寄附募集等をしてはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成11年規則第61号で平成11年9月23日から施行）

附 則（平成13年条例第24号）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第42号）

この条例は、平成18年7月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この条例による改正後の多

多摩市立TAMA女性センター条例の規定は、施行日以後の使用に係る申請について適用する。

附 則（平成24年条例第17号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の多摩市立TAMA女性センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成27年条例第42号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の多摩市立TAMA女性センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（令和元年条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多摩市立TAMA女性センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

別表（第12条関係）

| 施設名 | 単位別使用料 | | | |
|------------|--------|------|------|--------|
| | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
| ワークショッフルーム | 610円 | 820円 | 820円 | 2,250円 |

備考

- 1 各単位の使用時間は、午前は午前9時から正午まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後6時から午後10時まで、全日は午前9時から午後10時までとする。この場合において、午前及び午後又は午後及び夜間の2単位を使用するときは、その間引き継ぎ使用できるものとする。
- 2 使用料は、市内に在住、在勤又は在学する者が過半数を占める団体が使用する場合の料金とし、それ以外の団体が使用する場合は規定使用料の倍額とする。
- 3 単位使用時間を超えた場合は、超過時間が30分以上1時間未満のときは使用する単位使用時間の規定使用料の2割相当額、1時間以上2時間未満のときは5割相当額、2時間以上3時間未満のときは8割相当額を加算する。
- 4 前項の規定により算定した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる

印刷物番号

6 - 8

令和5年度(2023年度)

TAMA女性センター事業概要

令和6年7月発行

編集・発行 多摩市くらしと文化部 TAMA女性センター

〒206-0011

多摩市関戸4丁目72番地 ヴィータ・コミニーネ7階

電話 042-355-2110

